

ボーリング柱状図の電子データによる提出要領

埼玉県県土整備部

1 趣旨

この要領は、埼玉県発注の地質土質調査業務委託のボーリング柱状図を、受注者が電子データで提出する際の留意事項をまとめたものである。

2 電子データとして整理するもの

以下に示すボーリング柱状図とボーリング地点が記載されている調査位置図を電子データとして提出する。

(1) ボーリング柱状図

(a) 電子データ (XML 形式など)

(b) 画像データ (PDF 形式など)

(2) 調査位置図 (ボーリング地点を含む)

(a) 案内図 (1/25,000 程度の地図)

(b) ボーリング位置図 (1/2,500～1/500 程度の地図)

3 電子データの提出

受託者は、ボーリング柱状図の電子データを完了後 (完了検査合格後)、電子メールによる送信※又はCD-R等で郵送する。

なお、入力したデータは必ずチェックを行うこと。特に位置の情報 (ボーリング地点の緯度・経度) については小数点以下2桁まで記入し、電子国土ポータルサイト (<http://portal.cyberjapan.jp/index.html>) などを参考にして、入念にチェックを行うこと。

孔口標高については、TP, AP, KBM の別などを記入すること。また、電子データについては、ウイルスチェックを実施済みのデータを送付すること。

※電子メールにより受信可能な添付ファイルの最大容量は3MBのため、これを超える場合には複数回に分けてメールを送信すること。

4 データの形式

(1) ボーリング柱状図

(a) 電子データ

原則としてXML形式により提出するが、やむを得ない場合はその他の形式 (BOR形式など) によることもできる。

(b) 画像データ

原則として PDF 形式による提出とするが、やむを得ない場合は紙に出力したもので可とする。

(2) 調査位置図（案内図及びボーリング位置図）

原則として PDF 形式による提出とするが、やむを得ない場合は紙に出力したもので可とする。

5 電子メールの本文又は CD-R 等ラベル

データを電子メールで提出する場合には以下の内容をメール本文に記述し、CD-R 等で郵送する場合には提出用入力データ CD-R に以下の内容を記載したラベルを貼ること。

- ① 調査件名
- ② 調査場所
- ③ 発注者名（所属担当名）
- ④ 受注者名（担当者名）
- ⑤ 受注者住所および電話番号
- ⑥ 調査年月日
- ⑦ ボーリング数量
- ⑧ ボーリング番号とボーリングの緯度経度
- ⑨ データの形式（XML 形式、PDF 形式、もしくは柱状図作成ソフト名）

6 提出品

ボーリング柱状図及び調査位置図の電子データ 1 式

CD-R 等を郵送にて提出の際は、5 と同じ内容のラベルを添付した封筒に入れてください。

<提出品の体裁>

① 電子メールの場合

電子メールの件名（タイトル）には、「調査件名」を例のように明記すること（略称で可）。ファイルサイズが大きい（3MB 以上）ためメールを複数回に分ける場合には件名末尾に「No1」、「No2」・・・と加筆する。

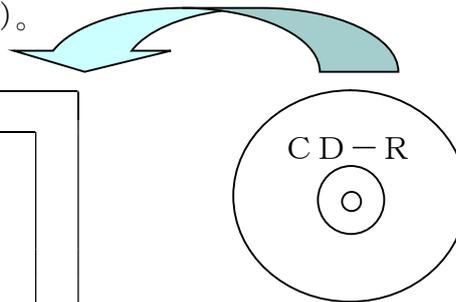
（例）：令和▽年度△△地質調査（▼▼地質）その 1-No1
（電子データ）

宛先	g7383315@pref.saitama.lg.jp
差出人	(株)○○地質(担当者名)
件名	令和▽年度△△地質調査(▼▼地質)その1-No.1
添付ファイル	●●●.xls、□□□.pdf
調査件名: 令和▽年度△△地質調査(▼▼地質)その1 調査場所: 埼玉県◆◆町◇◇	

下記の例を参考にする（郵送の場合）。

（封筒）

調査件名：令和○年度○○地質調査 調査場所：埼玉県○○郡○○町○○ 委託者名：埼玉県○○県土整備事務所 （所属担当名） ○○担当 受託者名：(株)○○地質 （担当者名） ○○一郎 受託者住所：埼玉県○○市○○1-2-3 TEL 048-○○○-○○○○ 調査年月：令和○年○月○日～○月○日 ボーリング数量：60m（2箇所） ボーリング番号とボーリングの緯度経度： No.1 12345678910、123456789012341 No.2 12345678910、123456789012342 データの形式：XML, BOR形式



7 提出先及び問い合わせ先

埼玉県環境科学国際センター 土壌・地下水・地盤担当

〒347-0115

埼玉県加須市上種足^{かみたなだれ}914番地

電話 0480-73-8368

電子メール g7383315@pref.saitama.lg.jp

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月3日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2年4月1日から適用する。